（基準託送供給料金に係る原価等の整理）

第九条　一般送配電事業者は、前条第五項の規定により七部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理しなければならない。

一　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電等費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第三表に規定する基準により、離島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給費」という。）及び指定区域供給に係る第一次整理原価（以下「指定区域供給費」という。）に整理しなければならない。

二　沖縄電力にあっては、水力・火力・新エネルギー等発電等費の基礎原価等項目ごとに、発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、離島等供給に係る第一次整理原価（以下「離島等供給費」という。）及び離島等供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島等供給費」という。）に直接整理（以下「直課」という。）し、直課により難い基礎原価等項目ごとの額を別表第二第三表に規定する基準により、離島等供給費及び非離島等供給費に整理し、離島等供給費ごとに、別表第二第一表及び第三表に規定する基準により、離島供給費及び指定区域供給費に整理しなければならない。

三～五　（略）

六　販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及び第三表に規定する基準により、離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費に整理し、それぞれに整理された販売費の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、離島等供給費及び非離島等供給費のうち基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに一般送配電事業等に係る給電設備に係るものに直課された額及び直課により難い基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに一般送配電事業等に係る調定及び集金に係るものに直課された額及び直課により難い基礎原価等項目ごとの額を別表第二第二表に規定する基準により一般送配電事業等に係る給電設備に係るものに整理された額をいう。以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、離島等供給費及び非離島等供給費のうち基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに一般送配電事業等に係る調定及び集金に係るものに直課された額及び直課により難い基礎原価等項目ごとの額を別表第二第二表に規定する基準により一般送配電事業等に係る調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、離島等供給費及び非離島等供給費のうち基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに一般送配電事業等に係るその他販売費に直課された額及び直課により難い基礎原価等項目ごとの額を別表第二第二表に規定する基準により一般送配電事業等に係るその他販売費に整理された額をいう。以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

2～4　（略）

第二十条　一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により総送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第三号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気

（基準託送供給料金に係る原価等の整理）

第九条　一般送配電事業者は、前条第五項の規定により七部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理しなければならない。

一　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費の部門の第一次整理原価（沖縄電力にあっては、特定小売料金算定規則第二十条第四項第一号の規定により、離島等供給費に整理されたものをいう。）を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第三表に規定する基準により、離島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給費」という。）及び指定区域供給に係る第一次整理原価（以下「指定区域供給費」という。）に整理しなければならない。

（新設）

二～四　（略）

五　販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費に整理し、それぞれに整理された販売費の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、特定小売料金算定規則第二十条第四項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第三号の規定により、ネットワーク給電費に整理されたものをいう。以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあっては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第四号の規定により、ネットワーク需要家費に整理されたものをいう。以下「販売需要家費」という。）並びにその他販売費（沖縄電力にあっては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第五号の規定により、ネットワーク一般販売費に整理されたものをいう。以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

2～4　（略）

第二十条　一般送配電事業者は、第八条第一項の規定により整理された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により総送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気